

和光市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月

和 光 市

目 次

第1章 はじめに	1
1 背景	1
(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画策定の目的	1
(2) 新型インフルエンザ対策をとりまく経緯	1
2 行動計画の概要	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 行動計画の対象	2
(3) 行動計画の見直し及び検証等	2
第2章 対策の基本方針	3
1 新型インフルエンザの特徴	3
2 目的及び基本的な戦略	3
3 対策の基本的な考え方	4
(1) 対策の選択的实施	4
(2) 社会全体での取り組み	4
(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策	5
(4) 実施上の留意点	5
4 発生時の被害想定等	6
(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
(2) 社会・経済的影響	6
5 発生段階	7
(1) 発生段階の分類	7
(2) 発生段階と対策	8
6 役割分担	9
7 行動計画の主要6項目	11
(1) 実施体制	11
(2) 情報収集	12
(3) 情報提供・共有	12
(4) 予防・まん延防止	13
(5) 医療	16
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	16
8 緊急自体宣言時の措置	17
第3章 発生段階別の対応	21
1 未発生期（国内・海外未発生）	22
2 海外発生期	25
3 国内発生期	27
4 市内発生早期	28
5 市内感染拡大期	35
6 小康期	39

別表 1	特定接種の対象となり得る業種・職務について.....	4 1
別表 2	病原性による医療の対策の選択について（概要）.....	4 8
参考	国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策.....	4 9
	(1) 実施体制.....	4 9
	(2) サーベイランス・情報収集.....	4 9
	(3) 情報提供・共有.....	4 9
	(4) 予防・まん延防止.....	5 0
	(5) 医療.....	5 0
用語解説	5 2

第1章 はじめに

1 背景

(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画策定の目的

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。そのため、インフルエンザ等の感染症によって引き起こされる未曾有の災害に等しい大流行による混乱を防ぎ、死亡者や健康被害を減らす、対策・準備が必要である。

国において、平成25年4月13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行された。この特措法は、国・地方公共団体・指定(地方)公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

和光市では特措法及び県行動計画に基づき、感染の拡大や、市民の生活及び経済への影響を最小限に抑え、市民の生命及び健康を守るべく、国及び地方公共団体、医療機関・施設、事業者等と連携・協力し、総合的な対策の骨子となる「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法>

病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

(2) 新型インフルエンザ対策をとりまく経緯

平成17年11月 厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」策定

埼玉県「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」策定

平成20年5月 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法」改正

平成21年2月 国行動計画が抜本的に見直し

4月 新型インフルエンザ(A/H1N1)発生し、世界的な大流行(パンデミック)

5月 国内で初の感染者が確認(1年余で全国において推計2千万人がり患)

※ 国では対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示された。

10月 「和光市新型インフルエンザ行動計画」を策定

平成23年2月 埼玉県、新型インフルエンザ対策行動計画を見直し

9月 国、新型インフルエンザ対策行動計画を見直し

平成25年4月 「特措法」が施行 和光市新型インフルエンザ等対策本部設置条例施行

平成25年6月 国、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成。

平成26年1月 埼玉県、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成

2 行動計画の概要

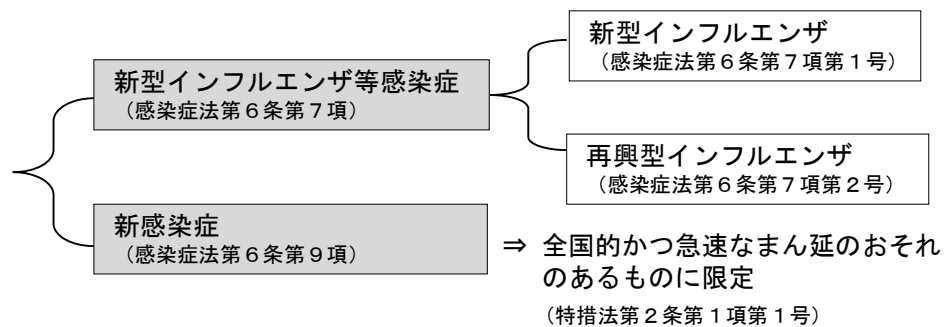
(1) 計画の位置づけ

特措法第8条に基づき、和光市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである

(2) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、情報の集約・共有を行い、国及び県の各種通知に基づき、対策を協議・実施する。

(3) 行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画が見直された場合などは、市は、必要に応じ適時適切に市行動計画の変更を行う。

第2章 対策の基本方針

1 新型インフルエンザの特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難

- ① 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難
- ② 発生そのものを阻止することは不可能である。
- ③ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられない

(2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与える

- ① 長期的には、市民の多くが患うものである
- ② 患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまう
- ③ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

以上の理由から、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

2 目的及び基本的な戦略

(1) 市民の生命と健康を守るため、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被

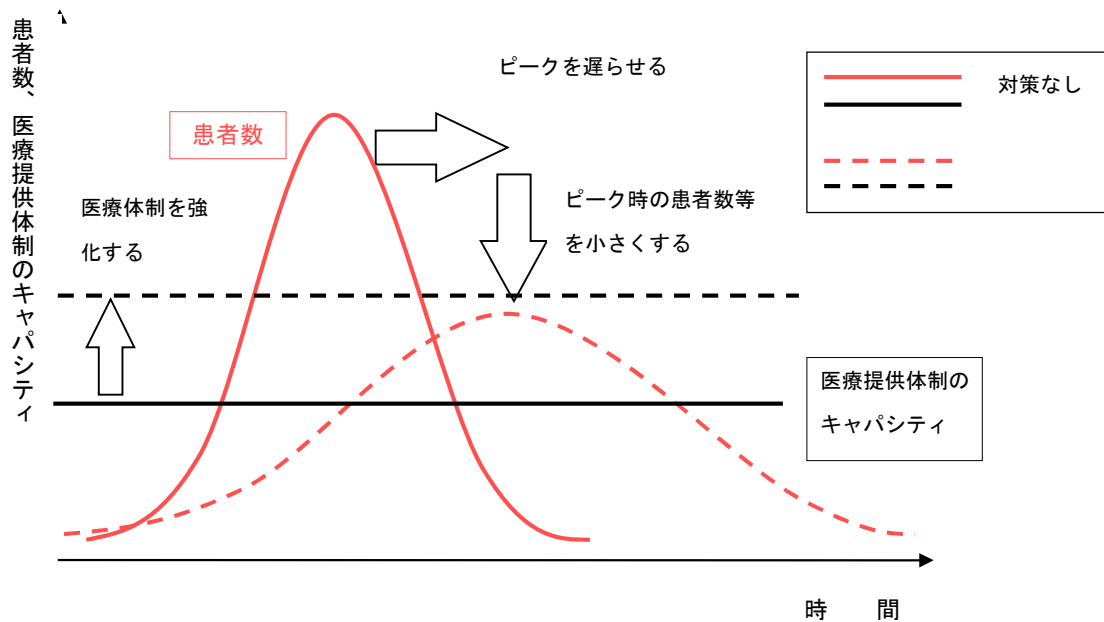
害を最小限にとどめる

- ① 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制整備・ワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民の生活及び経済への影響を最小限にとどめるようにする

- ① 感染対策を行い、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ② 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に関係する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



3 対策の基本的な考え方

(1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(2) 社会全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策等の社会全体での取り組みと、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を含めて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどについても積極的に検討する。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のキャパシティ超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定地方公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である

(4) 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。どのような場合でも、これらの措置を講じるといえるものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、和光市新型インフルエンザ対策本部（以下「市対策本部」という。）は相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

④ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。

国の被害想定を基に埼玉県における受診患者数、入院患者数、死亡者数が下表のとおり推計されており、和光市においてもこれを参考に推計する。

	和光市		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約 8,100 人～ 約 15,200 人		約 75 万人～ 約 140 万人		約1,300万人～約2,500 万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 320 人	約 1200 人	約 3 万人	約 11 万人	約53万人	約 200 万 人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 100 人	約 390 人	約 9,500 人	約 36,000 人	約 17 万人	約 64 万人

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を 0.53% (中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0% (重度) として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ア 国民の 25%が流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- イ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 発生段階

(1) 発生段階の分類

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して6つの発生段階に分類した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。国の分類に基づき、埼玉県における発生段階は次のとおり定められた。その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することになっている。

また、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する必要がある。

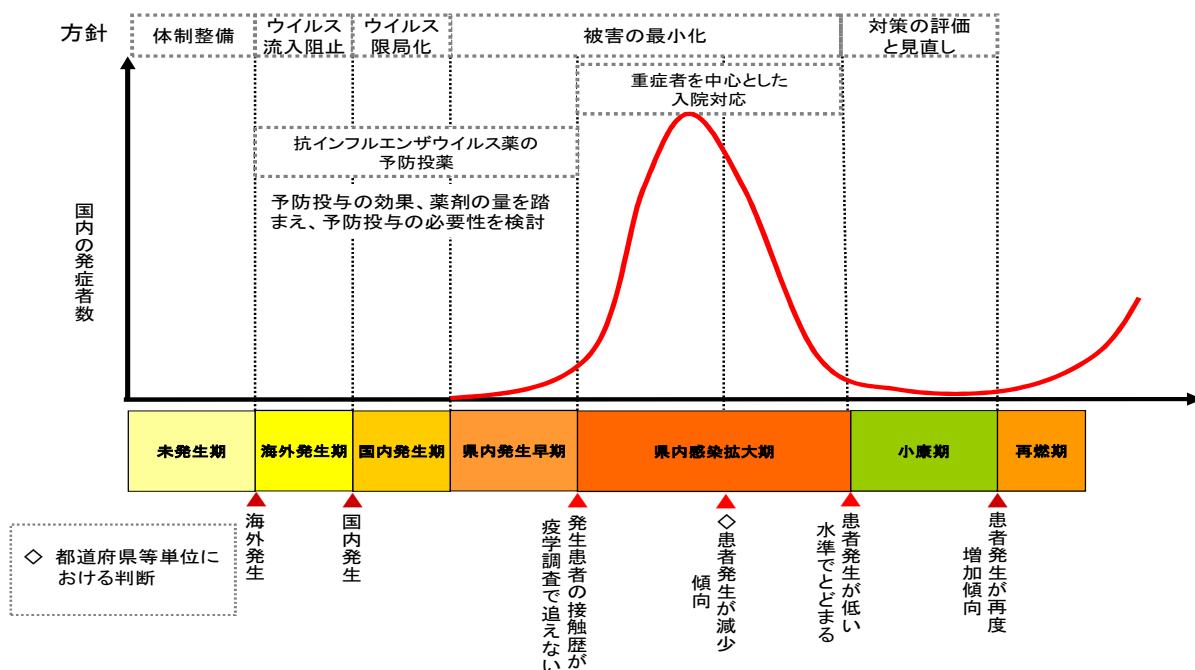
埼玉県における発生段階（※が市の計画における発生段階）

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・ 地域未発生期（埼玉県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期 (県が判断) ※1 市内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・ 地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期 (県が判断) ※2 市内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・ 地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都市等での流行状況等を踏まえて実施することがあるとしている。

発生段階と方針



(2) 発生段階と対策

各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて戦略を確立する。

ア 未発生期の対策

地域における医療体制の整備への協力、ワクチン供給・接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

イ 海外発生期の対策

直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能ということを前提に対策を策定する。国は国内の病原体侵入を遅らせるため、検疫の強化等の体制を構築し、県はそれらの情報を把握し適宜関係機関へ周知するため、市はこれらの方針に従う。

ウ 国内発生期の対策

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

市内発生に備え、対策本部の設置準備を行う。

県の行う不要不急の外出自粛や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の優先接種の検討に協力する

エ 市内発生早期の対策（県内発生早期）

市内（主に県内）での発生当初の段階では、感染拡大抑制と拡大に備え、市対策本部を設置し、相談窓口を開設、不要不急の外出自粛や学校・施設等の使用制限、市内各事業者へのイベント開催見直しの呼びかけを行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の県の対策に協力を行う。

オ 市内感染期の対策（県内感染期）

市内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、不測の事態が生じることも想定する必要がある

る。市は国や県や事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

カ 小康期の対策

生活・経済回復、流行第2波への備えを主眼とした取組を行っていく。

キ 対策の評価と見直しと柔軟な対応

国・県において病原性や感染力等の状況等に応じて対策の見直し、切り替え、縮小・中止が行われるため、市としてもそれらの内容に基づき対策を行う。

事態に応じ、政府対策本部、県対策本部と協議の上、地域の実情等に合わせ柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関等の現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

6 役割分担

対策等推進のための主な役割分担を下記の通り定める。

(1) 国
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
(2) 県
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</p> <p>県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県対策本部等を設置 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
(3) 市
<p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた対策とともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民への感染症予防策についての啓発 業務継続計画の策定 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市対策本部を設置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施 ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携 ・ 状況に応じた業務の展開（重要業務の継続実施、優先度の低い業務の縮小）
<p>（４）医療機関</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策 ・ 必要となる医療資器材の確保 ・ 診療継続計画の策定 ・ 地域における医療連携体制の整備 <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ・ 発生状況に応じて医療を提供
<p>（５）指定（地方）公共機関</p> <p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき業務計画を作成 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策を実施 ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
<p>（６）登録事業者</p> <p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指示により臨時に予防接種を実施 ・ 事業活動の継続 ・ 発生前から、職場における感染対策の実施 ・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
<p>（７）一般の事業者</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
<p>（８）市民</p> <p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

7 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、市行動計画は、その目標と活動を「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。

また、政府対策本部長が市内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針及び市行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

(1) 実施体制

ア 発生前の体制

事前準備の進捗を確認し、県や事業者との連携を強化し、関係部局を調整の上、全庁一体となった取組を推進し、発生時に備えた準備を進める。

イ 発生時の体制

全市的な危機管理の問題として取り組むこととし、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前において、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

健康支援課や福祉政策課・危機管理室をはじめ、関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 和光市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、対策を強力に推進するため、和光市新型インフルエンザ等対策本部条例に則り、市対策本部の設置準備を進め、**また、特措法第三十五条第一項に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、速やかに市対策本部を設置し、市内の対策の総合的な推進を図るものとする。**

市対策本部は特措法第三十五条に基づき組織することとし、その構成については要綱等で定めるものとする。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条（市町村対策本部の組織）

- 1 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
 - 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 副市町村長
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
 - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
 - 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
 - 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる
- また、市本部の所管事項は以下の通りとする。

- ①新型インフルエンザ様発生動向の把握に関すること。
- ②市内における新型インフルエンザ様の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ③市内における新型インフルエンザ様に関する適切な医療の提供に関すること。
- ④市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ⑤国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑥市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ⑦その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(2) 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。そのため、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の市民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉部や総務部、教育委員会が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

市は、市民への情報提供の資料作成においては、円滑なワクチン接種や適切な医療機関の利用など、医療にかかわる部分が多いため、発症後に効率的・効果的な医療資源の活用がなされるよう、市内（地域）医療機関等と連携して当たる。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、県知事コメント等により迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。

提供する情報の内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

(イ) 相談窓口の設置

新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ & A等を参考に適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主な予防・まん延防止

(ア) 個人における対策

県と連携し、県内発生早期から、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ国・県の要請の基づき、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

(イ) 地域対策・職場対策

国内発生期から、県と連携し、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。なお、施設の使用制限等を円滑に行うため、未発生期においても関係者への周知に努める。

(ウ) その他

感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種

a 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

b 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

(a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種の対象となり得る者として政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、本市に係るものは、別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について（p41～47）のとおりである。

c 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定するため、市はその指示に従う。

d 特定接種の登録

市は県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

e 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市町村を実施主体として接種を行うことになっているため、本市職員については市が実施主体となり、集団接種体制を構築する。

(ウ) 住民接種

a 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

この場合、市は、原則として集団的接種を行うこととし、全住民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

b 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全住民が接種することができる体制の構築を図る。

c 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定するため、市はその指示に従う。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- (b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

d 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。市内（地域）医療機関等の協力により住民に集団接種する場合、膨大な業務になることが予想されるため、実際の接種が円滑に行えるよう、市は関係医療機関と連携し、事前に具体的な接種体制の構築につき検討し、住民接種用マニュアルを作成しておく。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部がその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされているため、市はその指示に従う。

(オ) 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

- ・県からの要請に応じ、対策等に適宜、協力する

イ 地域医療機関との連携

- ・**新型インフルエンザ等発生時に円滑な対応ができるよう、市は事前に地域の医療機関との連携を図り、具体的な医療体制につきマニュアルを作成しておく。**

県内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていいる。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

一方、こうした場合、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

ア 事業者の対応

県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

- ・県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請するため、市もこれに協力する。
- ・指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請するため、市もこれに協力する。

イ 市民への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

8 緊急事態宣言時の措置

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

県、市町村及び指定（地方）公共機関等は、緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び市行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

なお、近隣都市の発生状況等によっては、市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

（１）実施体制

（１）－１ 市の体制

政府対策本部が埼玉県を対象区域として緊急事態宣言をし、基本的対処方針を変更したときは、**市**は、直ちに**市**対策本部の会議を開催し、全庁一体となった対策を推進する。また、必要に応じて対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。

必要に応じて、専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、**市**対策本部に意見を提出する。

市は、必要に応じて地域別対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

（１）－２ 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

（１）－３ 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき市対策本部を直ちに設置する。

（１）－４ 他の地方公共団体による代行等

市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

（１）－５ 政府・県・市町村対策本部の総合調整

市対策本部は、政府対策本部及び埼玉県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、状況によっては、**市**対策本部長から政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

緊急事態宣言時において行う特別な措置はない。

(3) 情報提供・共有

市は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市長コメント等により市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

また、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、緊急事態宣言に伴う具体的な対策等を詳細に分かりやすく、速やかに情報提供する。

特に、緊急事態宣言に伴って市民一人一人がとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(4) 予防・まん延防止

市は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、県が基本的対処方針に基づき必要に応じ不要不急の外出の自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請などの措置を講じるため、これに協力する。

(4) - 1 外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用

市は、県の要請に基づき、外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用に際して、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。

(4) - 2 外出自粛等の要請

県は特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請するため、市はこれに協力する

(4) - 3 施設の使用制限等の要請等

- ・ 施設の使用の制限若しくは停止（特措法第 45 条）
- ・ 催物の開催の制限若しくは停止（特措法第 45 条）
- ・ 感染防止のための入場者の整理（特措法施行令第 12 条）
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止（特措法施行令第 12 条）
- ・ 手指の消毒設備の設置（特措法施行令第 12 条）
- ・ 施設の消毒（特措法施行令第 12 条）
- ・ マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（特措法施行令第 12 条）
- ・ その他厚生労働大臣が公示するもの（特措法施行令第 12 条）

(4) - 4 予防接種

市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の

規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

なお、小康期においても、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、前記の臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

市は埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは県が基本的対処方針に基づき必要に応じ医療・医薬品の等の確保、臨時の医療施設の設置等の措置を講じるため、これに協力する

(5) - 1 臨時の医療施設（市内感染拡大期）

特措法第48条第2項の規定により、必要があると認められるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととなる。その際は、事前に県と協議を行うことを基本とする。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

市は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、県が基本的対処方針に基づき必要に応じ下記の対策等の措置を講じるため、要請に基づきこれに協力する

(6) - 1 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始し、事業の継続を行う。

また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行い、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。

その際、市は、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。

(6) - 2 電気及びガス並びに水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定地方公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) - 3 運送・通信・郵便の確保

(6) - 4 サービス水準に係る市民への呼び掛け

市は、国や県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

(6) - 5 緊急物資の運送等

(6) - 6 物資の売渡しの要請等 (県内発生早期・県内感染拡大期)

(6) - 7 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は県と協力し、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(6) - 8 要援護者への生活支援 (県内発生早期・県内感染拡大期)

市は国や県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(6) - 9 犯罪の予防・取り締り

(6) - 10 埋葬・火葬の特例等 (県内感染拡大期)

- ① 市は国や県の要請をうけ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ② 市は、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国や県の要請を受け、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(6) - 11 国が行う措置の周知 (県内感染拡大期)

市は国や県が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。

(6) - 12 業務の再開 (小康期)

- ① 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ② 指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(6) - 13 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止 (小康期)

市は、国、県、定地方公共機関等と連携し、感染の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

第3章 発生段階別の対応

未発生期（国内外ともに、新型インフルエンザ等による感染被害が発生していない状態）においては、平常時の対策として、医薬品の備蓄、検査体制の整備、情報収集等、発生時に備えた体制整備を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。発生段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期については、国の基本的対処方針をもとに、各ガイドライン等を参考に判断する。

発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生期	市内発生早期	市内感染拡大期	小康期
対策の目的	発生に備えた体制整備	国内発生に備えた体制整備	市内発生に備えた体制整備	感染拡大抑制と拡大に備えた体制整備	医療体制の維持・健康被害抑制・生活、経済への影響抑制	生活、経済回復・流行第二派への備え
実施体制	本部設置準備等対体制整備	本部設置準備		市対策本部設置		見直し解散
情報収集 (サーベイランス) 情報提供	県等と協力し情報収集					
			相談窓口設置			
		市民・職員に情報提供				
予防・まん延防止 (予防接種)	予防対策の普及		不要・不急の外出自粛要請		公共施設等の使用制限	外出自粛、使用制限解除
医療	特定接種準備	特定接種実施				
		住民接種の広報・相談・実施				
	発生に備えた体制整備...	地域医療機関との連携・医療体制維持 感染症対策の医療体制実施				通常診療体制への移行
生活及び経済の安定	業務継続計画の準備		業務継続計画の実施			
	要援護者支援準備	要援護者対策実施				
		市民事業者への呼びかけ (買占めの防止等)				

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期（国内・海外未発生）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制	(1) - 1 行動計画等の作成 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、マニュアル又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。 (1) - 2 体制の整備及び国・県との連携強化 ①発生時に備えた行動計画実施手順等を作成する。 ②県、国、指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 ③市行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する ④必要に応じ、県、市内医療機関、自衛隊、警察、消防機関等と連携を進める。
(2) サーベイランス・情報収集	(2) - 1 情報収集 国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。 (2) - 2 通常のサーベイランス 国及び県からの要請に応じ情報収集に適宜、協力する。
(3) 情報提供・共有	(3) - 1 継続的な情報提供 ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ホームページ、防災無線等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。 ② マスク着用・咳エチケット・手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。 (3) - 2 体制整備等 コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。 ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮

	<p>した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>② 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。</p> <p>③ 発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入力することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。</p> <p>④ 市は、市民への情報提供の資料作成においては、円滑なワクチン接種や適切な医療機関の利用など、医療にかかわる部分が多いため、発症後に効率的・効果的な医療資源の活用がなされるよう、市内（地域）医療機関等と連携して当たる。</p> <p>⑤ 県からの要請に応じ、県の情報提供の取組等に適宜、協力する。</p>
<p>（４）予防・まん延防止</p>	<p>（４）－１ 個人における対策の普及</p> <p>① 県、学校、事業者とともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスク等、基本的な感染対策について理解促進を図る。</p> <p>② 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。</p> <p>（４）－２ 地域対策・職場対策の周知</p> <p>新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人の対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。</p> <p>また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。</p> <p>（４）－３ 予防接種</p> <p>（４）－３－１ ワクチンの供給体制</p> <p>県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄及び供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。</p> <p>（４）－３－２ 接種体制の構築</p> <p>県と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。</p>
	<p>（４）－３－３ 住民接種</p> <p>① 国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 1 項又は第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種（臨時接種又は新臨時接種）することができるための体制の構築を図る。</p> <p>② 円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を得て、あらかじめ近隣市と広域的な協定を締結するなど、和光市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。</p> <p>③ 速やかに接種することができるよう、国の示す接種体制の具体的なモデル</p>

	<p>を参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。</p> <p>④ 市内（地域）医療機関等の協力により住民に集団接種する場合、膨大な業務になることが予想される。実際の接種が円滑に行えるよう、市は関係医療機関と連携し、事前に具体的な接種体制の構築につき検討し、住民接種用マニュアルを作成しておく。</p>
<p>(5) 医療</p>	<p>・ 新型インフルエンザ等発生時に円滑な対応ができるよう、市は事前に地域の医療機関との連携を図り、具体的な医療体制につきマニュアルを作成しておく。</p> <p>・ 県と連携し情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する</p>
<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 県、国と連携し、まん延時における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。</p> <p>(6) - 2 火葬能力等の把握 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p> <p>(6) - 3 物資及び資材の備蓄等 県及び指定地方公共機関とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。 この場合、特措法第 11 条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。</p>

2 海外発生期

<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <p>国内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 国が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。</p> <p>3) 万一、市内（県内及び近隣含む）で発生した場合に早期に対応できるよう、情報収集体制を強化する。</p> <p>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> <p>5) 検疫等により国内発生を遅らせている間に、県が医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立等、国内発生に備えた体制整備を急ぐため、市は要請に応じ、その協力を行う。</p> <p>6) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>

<p>(1) 実施体制</p>	<p>(1) - 1 実施体制の強化等</p> <p>① 対策本部の設置準備を進めるとともに、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う</p> <p>② 府対策本部や県対策本部が設置された場合、県や保健所と連携し、対応方針の確認を行うとともに、情報収集に努める。</p> <p>③ 県保健所が実施する地域別対策会議に出席し、地域における新型インフルエンザ等対策について行われた協議内容について市内で実施する。</p>
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p>	<p>(2) - 1 サーベイランスの強化</p> <p>国及び県からの要請に応じ情報収集に適宜、協力する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 市長コメント等</p> <p>必要に応じ、市長コメント等により市民に対する注意喚起・情報提供を行う。</p> <p>(3) - 2 情報提供</p> <p>① 県と連携して、市民に対して海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>(3) - 3 情報共有等</p> <p>① 県の設置する情報共有のための問合せ窓口を活用し、メール等により対策の</p>

	<p>理由、プロセス等の共有を行う。</p> <p>② 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供を行う。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>(3) - 4 相談窓口の設置</p> <p>新型インフルエンザ等に関する相談窓口を保健福祉部健康支援課に設置し、国が作成したQ&A等を活用し、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応するよう努める。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止</p>	<p>(4) - 1 感染症危険情報の発出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。 ・国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。 <p>(4) - 2 水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に応じ、水際対策取組等に適宜、協力する。 <p>(4) - 3 予防接種</p> <p>①ワクチンの生産等に関する情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 <p>②ワクチンの供給状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や国等と連携して情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 <p>③接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。 ・国、県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。 <p>④情報提供</p> <p>国、県と連携して、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</p>
<p>(5) 医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・地域医療機関と連携し、地域の医療体制が円滑に進むように努める。
<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 事業者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に応じ、県が行う感染予防の要請等、事業者への取組等に適宜、協力する。 <p>(6) - 2 遺体の火葬・安置</p> <p>県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。</p>

3 国内発生期

概要
埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的：
県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
<ol style="list-style-type: none"> 1) 国内で発生した場合の状況等により国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が集約した国内外の情報を医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制	<p>(1) - 1 実施体制の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、対策本部の設置準備を進めるとともに、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。 ・県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。 ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。 <p>(1) - 2 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>(ア) 緊急事態宣言時の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が新型インフルエンザ等の状況により、埼玉県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。 <p>(イ) 対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
(2) サーベイランス・情報収集	<p>(2) - 1 サーベイランスの継続</p> <p>国及び県からの要請に応じ、その情報収集に適宜、協力する。</p>

<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。 ・県と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。 ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。 <p>(3) - 2 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。 ・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 <p>(3) - 3 相談窓口の体制充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県より配布される国のQ&Aの改定版を参考に、相談窓口の体制の充実・強化を図る。 <p>(3) - 5 県が緊急事態の宣言をされた場合の措置</p> <p>市は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市長コメント等により市民に対する注意喚起・情報提供を行う。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止</p>	<p>(4) - 1 市内での予防・まん延防止</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県と連携し、市民、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。 ② 県の要請に基づき、事業者に対し職場における感染予防策の徹底や、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を実施する。 ③ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。 ④ 学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。 ⑤ 県と連携し、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。 ⑥ 県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 ⑦ 県の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる

施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化する。

(4) - 2 水際対策

・県からの要請に応じ、水際対策の取組等に適宜、協力する。

(4) - 3 予防接種

ア 県の要請に応じ、予防接種体制の構築を実施する。

イ 特定接種

県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

① 住民接種について、県が示す国が決定した接種順位、それに係る基本的な考え方等について、確認を行う。

② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。また、県とともに、市民へ接種に関する情報提供を開始する。

③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

④ 住民接種の有効性・安全性の調査のため、市はあらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布する。

(4) - 4 県が緊急事態宣言をされている場合の措置

埼玉県は県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ県の行う対策について、市は適宜、協力する。また、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5) - 1 医療体制の整備

・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

・市内医療機関と連携し、市内の医療が円滑に進むように努める。

(5) - 2 県が緊急事態宣言をされている場合の措置

埼玉県は県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるため、市はこれに協力する。

<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 事業者の対応 市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。</p> <p>(6) - 2 市民・事業者への呼び掛け 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>(6) - 3 県が緊急事態宣言をされている場合の措置 県区域において緊急非常事態宣言がされる場合は県によって必要な対策対策が行われるため、市はその取組等に適宜協力する。</p> <p>(6) - 3 - 1 電気及びガス並びに水の安定供給 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) - 3 - 2 サービス水準に係る県民への呼び掛け 市は国・県と連携し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。</p> <p>(6) - 3 - 3 生活関連物資等の価格の安定等 県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>
-----------------------------	---

4 市内（県内）発生早期

市内（県内及び隣接地含む）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備え、体制を整備する。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、市内（県内及び・隣接地含む）発生の早期に積極的な感染拡大防止策を講じる。
- 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 市内発生の早期の新型インフルエンザ等患者への医療提供・相談体制を確実に運営し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 5) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<p>(1) 実施体制</p>	<p>(1) - 1 実施体制の強化等</p> <p>市は、直ちに市対策本部会議を開催し、市内発生早期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進をする。また、政府対策本部、県対策本部会議等と緊密な連携を図る</p> <p>(1) - 2 職員の配備体制</p> <p>市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することを主とした人員を配備する非常体制とし、必要な措置を実施する。</p> <p>(1) - 3 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>市は県が緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。 ② 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。 ③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する
-----------------	---

<p>(2) サーベイランス・情報収集</p>	<p>(2) - 1 情報収集 市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国・県等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランスの継続 ① 県内発生期には県にて、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握が実施されるため、市はこれに協力する。 ② 県内発生期には県にて、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集が行われるため、市はこれに協力する。 ③ 市は、国や県が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国や県と連携し、必要な対策を実施する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 市長コメント等 市は、市長コメント等により、市民に対し、新型インフルエンザ等の流行に警戒を呼び掛ける。</p> <p>(3) - 2 情報提供 ① 市は、市内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合には、国や県と連携を図りつつ記者発表等を行う。 ② 市は、市民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。 ③ 市は、特に市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。 ④ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p> <p>(3) - 3 情報共有 ① 市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。 ② 市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>(3) - 4 相談窓口の継続 ① 市は、引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。</p>
<p>(4) 予防・まん延防止</p>	<p>(4) - 1 市内での予防・まん延防止 ① 市は、国及び県が感染症法に基づき行う患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に協力する。 ② 市は市民、市内団体、事業者等に対して次の要請を行う。 ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差</p>

	<p>出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。 <p>学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。</p> <p>また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 <p>③ 市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。</p> <p>(4) - 2 水際対策</p> <p>市は、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続し、その取り組みに協力する。</p> <p>(4) - 3 予防接種</p> <p>市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p>(4) - 4 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>① 埼玉県は県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき必要に応じ、以下の対策を行うため市はこれに協力する。</p> <p>② 市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施。</p>
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・ 市内（地域）医療機関と連携して、市内の医療体制の維持に努める。 <p>(5) - 2 在宅で療養する患者への支援</p> <p>市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。</p> <p>(5) - 3 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>埼玉県は、県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ対策を講じるため、市はこれに協力する。</p>

<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 事業者の対応 市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。また、国・県が実施する対策に適宜協力する。</p> <p>(6) - 2 県が緊急事態宣言をされている場合の措置 埼玉県は県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ対策を行うため、市はこれに協力する。</p> <p>(6) - 2 - 1 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>① 市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>② 市は、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>(6) - 2 - 2 要援護者への生活支援 市は国・県の要請を受け、市在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p>
-----------------------------	---

5 市内（県内）感染拡大期

市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 市内での発生状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制の強化等

- ① 市は、市内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなったときは、政府対策本部や県対策本部と緊密な連携を図り、直ちに市対策本部会議を開催し、市内感染拡大期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 市は、和光市新型インフルエンザ等対策推進会議、専門家会議を随時開催し、専門的事項や医療体制の整備等について協議するとともに、各保健所において地域別対策会議を適宜開催し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について協議する。

(1) - 2 職員の配備体制

市の職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な市内感染拡大期の対策又は緊急事態措置を実施する。

<p>(1) 実施体制(続き)</p>	<p>(1) - 3 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>埼玉県は県が緊急事態宣言をされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、対策を行うため市はこれに協力する。</p> <p>① 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき市対策本部を直ちに設置する。</p> <p>② 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>③ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。</p>
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p>	<p>(2) - 1 情報収集</p> <p>市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国県等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>(2) - 2 サーベイランス</p> <p>① 県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続し、重症者及び死亡者に限定して情報を収集するため、市はこれに適宜協力する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。</p> <p>② 市は、国や県が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p>	<p>(3) - 1 市長コメント等</p> <p>市は、市長コメント等により、市民に対し、新型インフルエンザ等が市内で急速にまん延するおそれがあるため、厳重な警戒を呼び掛ける。</p> <p>(3) - 2 情報提供</p> <p>① 市は、市民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。</p> <p>② 市は、特に、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。</p> <p>③ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p> <p>(3) - 3 情報共有</p> <p>① 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況</p>

	<p>等について情報提供する。</p> <p>(3) - 4 相談窓口の継続</p> <p>市は、引き続き、県民からの一般的な問合せに対応する相談窓口を継続する</p>
<p>(4) 予防・まん延防止</p>	<p>(4) - 2 水際対策</p> <p>市は、引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。</p> <p>(4) - 3 予防接種</p> <p>市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p>(4) - 4 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ対策を講じるため、市はこれに協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・市内（地域）医療機関と連携して、市内の医療体制の維持に努める。 <p>(5) - 2 在宅で療養する患者への支援</p> <p>市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p> <p>(5) - 3 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>埼玉県は、県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき必要に応じ対策を行うため、市はこれに協力する。</p> <p>特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。その際は、事前に市と協議を行うことを基本とする。</p>

<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 事業者の対応</p> <p>市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。</p> <p>(6) - 2 市民・事業者への呼び掛け</p> <p>市は、県の要請に基づき市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力する。</p> <p>(6) - 3 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>埼玉県は県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じた対策を行うため、市はこれに協力する。</p> <p>(6) - 3 - 1 サービス水準に係る市民への呼び掛け</p> <p>市は、国や県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。</p> <p>(6) - 3 - 2 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>① 市は県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>② 市は県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>(6) - 3 - 3 要援護者への生活支援</p> <p>市は国、県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。</p> <p>(6) - 3 - 4 埋葬・火葬の特例等</p> <p>① 市は国や県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</p> <p>② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、国や県の要請を受け、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。</p> <p>(6) - 3 - 5 国や県が行う措置の周知</p> <p>市は、国や県が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。</p>
-----------------------------	--

6 小康期

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的： 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制	(1) - 1 実施体制の変更 市は、国や県が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに市対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。 (1) - 2 市対策本部の廃止 市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止され、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。
(2) サーベイランス・情報収集	(2) - 1 情報収集 市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国等を通じて必要な情報を収集する。 (2) - 2 サーベイランス ① 市は県が実施するサーベイランスに協力する。 ② 市は、再流行を早期に探知するため県が実施する学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握に協力する。
(3) 情報提供・共有	(3) - 1 情報提供 ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 ② 市は、市民から相談窓口等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。 (3) - 2 情報共有 市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。 (3) - 3 相談窓口等の体制の縮小 市は、国や県の要請を受け、相談窓口を縮小する。

<p>(4) 予防・まん延防止</p>	<p>(4) - 1 水際対策</p> <p>市は、海外での発生状況を踏まえつつ、国や県が渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直した場合には、海外渡航者や入国者に対する情報提供を行う。</p> <p>(4) - 2 住民や関係者に対する要請等</p> <p>① 市は、学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を行っていた場合、それらの中止について検討し、周知する。</p> <p>② 市は、事業者において縮小・中止していた業務がある場合、それらの再開について検討し、周知する。</p> <p>(4) - 3 予防接種</p> <p>市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める</p> <p>(4) - 4 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>埼玉県は県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ対策を講じるため、市はこれに協力し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める</p>
<p>(5) 医療</p>	<p>(5) - 1 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・市内(地域)医療機関と連携し、市内の医療体制が円滑に進むよう努める。 <p>(5) - 2 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>県は、必要に応じ、県内発生早期又は県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。</p>
<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>	<p>(6) - 1 市民・事業者への呼び掛け</p> <p>市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>(6) - 2 県が緊急事態宣言をされている場合の措置</p> <p>埼玉県は県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ対策を講じるため、市はこれに協力する。</p> <p>(6) - 2 - 1 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止</p> <p>市は、国や県、指定地方公共機関等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p>